



2020年9月3日

各 位

会 社 名 東洋シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 敏夫
(コード番号 5936 東証 第1部)
問合せ先 上席執行役員経営企画統括部長
野中 真也
(TEL 06-4705-2125)

公正取引委員会による審決についてのお知らせ

公正取引委員会（以下、「同委員会」）は、2010年6月9日に当社に対して独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令（以下「本件命令」）を行いました。これを受けて、当社は同日にその概要を公表し、納付期限までに課徴金（6億8,032万円）全額を納付し、同年7月23日には内容に承服できないとして、同委員会に対し全部取消を求める審判請求を行い、その後審判手続きを重ねてまいりましたところ、この度、同委員会から、下記のとおり審決が下されましたのでお知らせします。

記

1. 審決年月日

2020年8月31日

2. 審決概要

課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する。

なお本件命令に従い既に納付済みの課徴金のうち、一部取消がなされた部分に係る金員（4,145万円）に法令上の加算金が付加されたうえ、本年9月2日付で還付を受けました。当該還付金については、本年度の特別利益として計上いたします。

3. 今後について

当社といたしましては、審決の内容を慎重に精査した上で、取消を求める訴訟など、今後の対応を検討いたします。

以上